

岩国地域における公共施設アクションプログラム

愛宕エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 岩国地域愛宕エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

エリア	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
愛宕	48	5,873	11,560人	1,450人 (12.5%)	6,399人 (55.4%)	3,711人 (32.1%)

(2) 施設の設置状況

岩国地域愛宕エリアの公共施設は、30施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	集会所	愛宕	尾津一の割自治会集会所	—	W	1999	134.15	○	洪・高	継続	譲渡,協議	16
2	市民文化系施設	集会所	愛宕	百合ヶ丘自治会集会所	—	W	2001	123.10	○	—	継続	譲渡,協議	16
3	市民文化系施設	学習等供用会館	愛宕	愛宕供用会館	○	RC	1973	542.71	○	洪水	継続	維持(長寿)	30
4	市民文化系施設	学習等供用会館	岩国	牛野谷供用会館	—	RC	1988	331.50	○	洪水	継続	譲渡,協議	31
5	市民文化系施設	学習等供用会館	愛宕	尾津供用会館	—	RC	1983	130.50	○	—	継続	譲渡,協議	36
6	市民文化系施設	学習等供用会館	愛宕	門前供用会館	—	RC	1985	130.50	○	洪	継続	譲渡,協議	37
7	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	岩国	市民球場	—	RC	1958	255.58	旧	土	継続	維持(修繕),検討	92
8	学校教育系施設	小学校	愛宕	愛宕小学校	—	RC	1966	6,043.82	○	高	継続	検討	152
9	学校教育系施設	給食センター	愛宕	岩国学校給食センター	—	S	2010	1,720.96	○	洪	継続	維持(長寿)	181
10	子育て支援施設	放課後児童教室	愛宕	愛宕放課後児童教室	—	S	2017	274.50	○	洪	継続	維持(長寿)	225
11	行政系施設	出張所等	愛宕	愛宕出張所	○	RC	1973	88.26	○	洪	継続	維持(長寿)	248
12	行政系施設	消防署	愛宕	いわくに消防防災センター(消防本部・中央消防署)	○	RC	2015	8,026.74	○	—	継続	維持(長寿)	255
	行政系施設	消防署	愛宕	いわくに消防防災センター(岩国市防災学習館)				400.16			継続	維持(長寿)	255
	行政系施設	消防署	愛宕	いわくに消防防災センター(危機管理課執務室)				222.02			継続	維持(長寿)	255
13	行政系施設	消防団車庫等	岩国	愛宕分団第1部消防車庫	—	W	1976	66.24	旧	洪・高	継続	維持(修繕),検討	258
14	行政系施設	消防団車庫等	愛宕	愛宕分団第2部消防器具庫	—	CB	1975	18.73	旧	高	継続	維持(修繕),検討	258

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
15	行政系施設	消防団車庫等	愛宕	愛宕分団第3部消防車庫	—	S	1986	220.48	○	洪・高	継続	維持(修繕)検討	258
16	行政系施設	消防団車庫等	愛宕	愛宕分団第4部消防車庫	—	W	1966	47.93	旧	洪・高	継続	維持(修繕)検討	258
17	行政系施設	消防団車庫等	愛宕	愛宕分団第5部消防車庫	—	LGS	2012	14.24	○	土	継続	維持(修繕)検討	258
18	公営住宅	公営住宅	愛宕	荒田団地	—	RC	1974	5,321.72	一部○	洪・高	継続	維持(長寿)	287
19	公営住宅	公営住宅	愛宕	萩谷団地	—	RC	1992	5,196.54	○	土・高	継続	維持(長寿)	288
20	公営住宅	公営住宅	愛宕	樋の前団地	—	RC	1977	2,970.30	一部○	—	継続	維持(長寿)	288
21	公営住宅	公営住宅	愛宕	四方田団地	—	RC	1977	4,086.50	○	土・洪・高	継続	維持(長寿)	289
22	公営住宅	改良住宅	愛宕	荒田改良住宅	—	RC	1972	6,830.57	○	洪・高	継続	維持(長寿)	303
23	公営住宅	改良住宅	愛宕	四方田改良住宅	—	RC	1975	3,874.22	○	土・洪・高	継続	維持(長寿)	303
24	その他	普通財産集会所	愛宕	牛野谷南集会所	—	W	1992	158.91	○	土	継続	譲渡,協議	327
25	その他	普通財産集会所	愛宕	睦集会所	—	W	1992	67.49	○	洪	継続	譲渡,協議	328
26	その他	普通財産集会所	岩国	牛野谷地区集会所	—	S	1973	166.78	旧	洪・高	移転	廃止,協議	329
27	その他	普通財産集会所	愛宕	尾津おやかた集会所	—	W	1999	133.00	○	洪・高	継続	譲渡,協議	329
28	その他	普通財産集会所	愛宕	錦南集会所	—	W	1966	178.00	旧	洪・高	移転	廃止,協議	329
29	その他	市場	愛宕	岩国市地方卸売市場	—	RC	1990	19,876.86	○	洪・高	継続	維持(長寿)	349
30	その他	倉庫	愛宕	牛野谷倉庫	—	W	1988	78.63	○	土	移転	廃止	367

(3) 地域づくりエリアの設定と活動拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のよう

に活動エリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。
「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口
愛宕エリア	愛宕供用会館	48	5,873世帯 11,560人

* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会所系施設（普通財産集会所を含む。）

集会所系施設として、集会所が1. 尾津一の割自治会集会所、2. 百合ヶ丘自治会集会所の2施設、供用会館が3. 愛宕供用会館、4. 牛野谷供用会館、5. 尾津供用会館、6. 門前供用会館の4施設、普通財産集会所が24. 牛野谷南集会所、25. 睦集会所、26. 牛野谷地区集会所、27. 尾津おやかた集会所、28. 錦南集会所の5施設、合わせて11施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページと336・337ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会所系施設うちを、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。

- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 尾津一の割自治会集会所、2. 百合ヶ丘自治会集会所

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として活用されていることから、地域自治会等への譲渡について、施設改修の支援の在り方を含めて協議する。

なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

3. 愛宕供用会館

耐震基準を満たしており、出張所等を併設し、地域づくり拠点施設として位置づけることから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

管理運営について、地域の様々な主体を活用した手法を検討する。

4. 牛野谷供用会館、5. 尾津供用会館、6. 門前供用会館

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として利用されていることから、地域自治会等への譲渡又は集会所への建て替え（支援等を含む。）について協議する。

なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合又は集会所への建て替え（支援等を含む。）に至らない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

24. 牛野谷南集会所、25. 睦集会所、27. 尾津おやかた集会所

公共事業を実施するための条件整備として建設した施設で、新耐震基準で建設した施設であり、一定の改修を行うことで継続使用が可能なこと、施設は地域自治会に無償貸付けし、管理運営費を含めて自治会が管理運営している実態を考慮し、譲渡について、施設の改修の在り方を含めて地域自治会と協議する。

地域に譲受けの意向が無い場合は、改修が必要となった段階で廃止について協議する。

26. 牛野谷地区集会所、28. 錦南集会所

旧耐震基準の施設であり、老朽化が顕著になっている。

市の事業に伴う条件として寄附受領したものの、周辺に他の集会系施設が設置されていることから、廃止を含め地域自治会と協議する。

なお、施設の状況を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

ウ アクシオンプログラム

3. 愛宕供用会館

愛宕エリアの地域づくり拠点施設とします。愛宕出張所との複合施設で、1973年に旧耐震基準で建設し、建築から50年経過しています。ヨガ教室や地区社会福祉協議会の会議などで使用され、諸室の稼働率は22.2%～45.3%で、年間約30,300人が利用しています。2015年に耐震工事を含みリニューアル工事を行い、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続使用します。

管理運営は市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動や管理運営手法を令和7年度までに検討します。

1. 尾津一の割自治会集会所、2. 百合ヶ丘自治会集会所

尾津一の割自治会集会所は、1999年に新耐震基準で建設し、建築から24年経過しています。地域の学習会やレクリエーションなどに使用され、諸室の平均稼働率は0.1%で、年間約10人が利用しています。

百合ヶ丘自治会集会所は、2001年に新耐震基準で建設し、建築から22年経過しています。地域の学習会やレクリエーションなどに使用され、諸室の平均稼働率は11.8%で、年間約1,200人が利用しています。(令和4年度実績)

いずれの施設も市が管理し、運営は一部費用の負担を含め自治会が行っていることから地域コミュニティの活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

4. 牛野谷供用会館、5. 尾津供用会館、6. 門前供用会館

牛野谷供用会館は、1988年に新耐震基準で建設し、建築から35年経過しています。珠算教室や卓球などに使用され、諸室の稼働率は9.1%~22%で、年間約7,600人が利用しています。

尾津供用会館は、1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過しています。ダンスの練習や卓球などに使用され、諸室の稼働率は4.5%~8.9%で、年間約2,300人が利用しています。

門前供用会館は、1985年に新耐震基準で建設し、建築から38年経過しています。卓球やヨガなどに使用され、諸室の稼働率は4.4%~12.1%で、年間約2,500人が利用しています。

いずれの施設も地元自治会が指定管理者となり管理運営し(光熱水費などは市が支出)、市民団体の自主的な活動に使用されていることから地域コミュニティの活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに補助金等適正化法との関係を整理の上、施設改修等の支援の在り方を含め協議します。

24. 牛野谷南集会所、25. 睦集会所、27. 尾津おやかた集会所

牛野谷南集会所と睦集会所は、1992年に新耐震基準で建設し、建築から31年経過しています。

尾津おやかた集会所は、1999年に新耐震基準で建設し、建築から24年経過しています。

いずれも公共事業の実施に伴い地元要望に応じて設置した施設で、地域に無償で貸し付け、費用負担を含めて地域が管理運営していることから地域コミュニティの場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

26. 牛野谷地区集会所、28. 錦南集会所

牛野谷地区集会所は、公共事業の実施に伴う地元要望に応じて寄附を受けた施設で、1973年に旧耐震基準で建設され、建築から50年経過しています。

錦南集会所は、公共事業の実施に伴う地元要望に応じて寄附を受けた施設で、1966年に旧耐震基準で建設され、建築から57年経過しています。

いずれの施設も地元は無償で貸し付け、一部の費用負担を含め地元自治会が管理運営していますが、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著なことから、令和7年度までに地元自治会と廃止について協議します。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

(2) スポーツ施設

スポーツ施設として、7. 市民球場を設置しています。このほか、学校開放の体育館等を1施設、多目的ホール機能を備えた施設を2施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は97ページを参照）

【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に1か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等については、学校開放の体育館等（※1）が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設（※2）を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続利用します。

【管理運営】

継続利用する施設で、既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

指定管理者制度を導入していない施設については、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、屋外運動施設も含めて、民間活力を活用した運営手法の導入を検討します。

※1 学校開放の体育館等（施設の詳細は、(3)小学校を参照）

施設名	方向性
愛宕小学校	維持（修繕）

※2 多目的ホール機能をもつ施設（各施設の詳細は、(1)集会系施設を参照）

施設名	方向性
愛宕供用会館	維持（修繕）
錦南集会所	廃止協議

イ 個別施設計画での方向性

7. 市民球場

旧耐震基準の建物で、老朽化が顕著になっている。必要な修繕等を行い当面は機能を継続するものの、近隣の愛宕スポーツコンプレックスに野球場が新設されたことから、施設の在り方を検討する。

ウ アクションプログラム

7. 市民球場

球場のほか管理棟と便所で構成し、球場は1958年に旧耐震基準で建設し、建築から65年経過しています。管理棟と便所は、1989年に新耐震基準で建設し、建築から34年経過しています。稼働率は45%で、年間約7,000人が利用しています。（令和4年度実績）

当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、球場の老朽化が顕著であることから、近隣のスポーツ施設の設置状況を踏まえて令和7年度までに今後の在り方について検討します。

(3) 小学校

小学校として、8. 愛宕小学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 164・165 ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童の社会性の確保の観点から、児童数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、小学校の規模及び配置の適正化の対象を選定します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

イ 個別施設計画での方向性

8. 愛宕小学校

耐震基準を満たしているものの、建築から 50 年程度経過していることから、大規模改修に要する費用と適正な規模での建て替えによる費用を比較検証し、大規模改修を行うか、建て替えを行うか検討する。施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

ウ アクションプログラム

8. 愛宕小学校

校舎は 1966 年と 1981 年に、体育館は 1976 年に、いずれも旧耐震基準で建設し、校舎は 2012 年に、体育館は 2014 年に耐震改修を行い、耐震基準を満たしていますが、建築からそれぞれ 57 年、42 年、47 年が経過して老朽化が顕著となっています。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、今後も学校施設として維持することから、「学校施設長寿命化計画」を踏まえ、当面必要な修繕等を行い継続使用し、改築の時期を捉え、他の公共施設との複合化を含め、適正規模での建て替えについて検討します。

また、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用について、セキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で、令和 7 年度までに検討します。

(4) 給食センター

給食センターとして、9. 岩国学校給食センターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 182 ページを参照）

【機能】

学校給食法に基づき学校給食を調理・提供する機能として今後も継続します。

なお、学校施設の適正規模、適正配置の検討結果や、児童生徒数の推移を勘案し、将来的な施設の規模・配置の在り方について検討します。

【管理運営】

調理及び配送業務の民間委託方式を継続します。

イ 個別施設計画での方向性

9. 岩国学校給食センター

建物は、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

学校施設の適正規模、適正配置の検討結果や、児童生徒数の推移を勘案し、将来的な施設の規模・配置の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

9. 岩国学校給食センター

2010年に新耐震基準で建設し、建築から13年経過しています。旧岩国市内の小中学校の一部に学校給食を提供しており、保全計画（令和7年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

(5) 放課後児童教室

放課後児童教室として、10. 愛宕放課後児童教室を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は229ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童1人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

10. 愛宕放課後児童教室

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

10. 愛宕放課後児童教室

専用施設で、2017年に新耐震基準で建設し、建築から6年経過しています。子育て支援の一環として今後も必要なことから、必要な修繕等を行い継続使用します。

(6) 出張所

出張所等として、11. 愛宕出張所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は251ページを参照）

【機能】【建物】

マイナンバー制度や窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、併設する公民館の機能も含めて、施設全体の機能の見直しを図ります。

施設については、併設する供用会館や公民館の方針に基づき対応します。

【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

11. 愛宕出張所

学習等供用会館等との併設で、耐震基準を満たしている。

地域づくり拠点施設として重要な役割を担い継続することから、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

11. 愛宕出張所

愛宕供用会館との複合施設で、1973年に旧耐震基準で建設し、建築から50年経過しています。2015年に耐震改修工事を含むリニューアル工事を行い、耐震基準を満たしており、併設する愛宕供用会館に合わせ、対応します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について、令和7年度までに検討します。

(7) 消防署

消防署として、12. いわくに消防防災センター（消防本部・中央消防署、岩国市防災学習館、危機管理課執務室）を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は255・256ページを参照）

【機能】

市民の生命や財産を守るため、火災の消火や救急活動等を行うための拠点として今後も継続する。また、市民の防災意識の高揚及び防災知識の普及を図るため、学習館の機能も継続します。

【建物】

予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

【管理運営】

消防署の配置については、消防力の整備指針に基づく消防署所の配置基準に照らして、各消防署所の配置の在り方について、広域的な対応を含めて検討します。

イ 個別施設計画での方向性

12. いわくに消防防災センター（消防本部・中央消防署、岩国市防災学習館、危機管理課執務室）

耐震基準を満たしており、今後も継続使用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

12. いわくに消防防災センター（消防本部・中央消防署、岩国市防災学習館、危機管理課執務室）

消防本部執務室、中央消防署、消防職員や消防団員の訓練施設などで構成し、2015年に新耐震基準で建設し、建築から8年経過しています。施設の整備は岩国市が行い、管理運営は、岩国地区消防組合が行っています。

市民の生命、財産を守る火災の消火や救急活動等を行う拠点として、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

(8) 消防団車庫等

消防団車庫等として、13. 愛宕分団第1部消防車庫、14. 愛宕分団第2部消防器具庫、15. 愛宕分団第3部消防車庫、16. 愛宕分団第4部消防車庫、17. 愛宕分団第5部消防車庫の5施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263・264ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置(人員・規模・場所含む)の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

13. 愛宕分団第1部消防車庫、14. 愛宕分団第2部消防器具庫、15. 愛宕分団第3部消防車庫、
16. 愛宕分団第4部消防車庫、17. 愛宕分団第5部消防車庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

13. 愛宕分団第1部消防車庫、14. 愛宕分団第2部消防器具庫、15. 愛宕分団第3部消防車庫、
16. 愛宕分団第4部消防車庫、17. 愛宕分団第5部消防車庫

愛宕分団第1部消防車庫と愛宕分団第2部消防車庫、愛宕分団第4部消防車庫は、旧耐震基準で、他の施設は新耐震基準で建設し、建築から11年～57年が経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和7年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和8年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(9) 公営住宅

公営住宅として、18. 荒田団地、19. 萩谷団地、20. 樋の前団地、21. 四方田団地の4施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は295・296ページを参照）

【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和３年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

18. 荒田団地、20. 樋の前団地、21. 四方田団地

旧耐震基準の建物であり老朽化が進んでいるものの、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

耐震基準を満たしていない一部の住宅については、耐震改修を実施する。

19. 萩谷団地

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和５年３月策定。以下「長寿命化計画」という。）による岩国地域の令和４年現在の公営住宅の管理戸数は１,３１８戸で、将来（令和３２年）の必要戸数を７１５戸としています。

必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

なお、統合・建て替え、用途廃止により必要な管理戸数を下回る場合は、民間賃貸住宅の活用を図り必要管理戸数を確保します。

19. 萩谷団地

１９９２年に新耐震基準で建設し、建築から３１年経過し、管理戸数６４戸のうち５８戸に入居しています。

おおむね３０年後も耐用年限が未経過なことから、長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

18. 荒田団地、20. 樋の前団地、21. 四方田団地

荒田団地と四方田団地は、１９７４年に建設し、建築から４９年経過し、荒田団地は管理戸数９０戸のうち６１戸に、四方田団地は管理戸数６０戸のうち５２戸に入居しています。

樋の前団地は、１９７７年に建設し、建築から４６年経過し、管理戸数４４戸のうち３０戸に入居しています。

いずれも、旧耐震基準で建設していますが、簡易な診断等により、条件を満たしています。

おおむね２０～３０年後には耐用年限を経過することから、当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、次期市営住宅長寿命化計画の中で、統合・建て替えについて検討します。

(10) 改良住宅

改良住宅として、22. 荒田改良住宅、23. 四方田改良住宅の２施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 304 ページを参照）

【機能】

住宅地区改良法に基づき、住宅地区改良事業に協力し、住宅を失った従前の居住者に住居を提供する機能は継続します。

【建物】

旧耐震基準の建物で、建築から 45 年以上が経過して老朽化が顕著となっていることから、基本的に、大規模改修による長寿命化を進めます。

令和 4 年度に策定した「岩国市住生活基本計画」に基づき改定する次期「岩国市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

22. 荒田改良住宅、23. 四方田改良住宅

旧耐震基準の建物であり、老朽化が顕著なものの、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

「長寿命化計画」による岩国地域の令和 4 年現在の改良住宅の管理戸数は 181 戸（うち店舗用 3 戸）で、将来（令和 32 年）の必要戸数も 181 戸としています。

必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

22. 荒田改良住宅、23. 四方田改良住宅

荒田改良住宅は、1972 年の建設で、建築から 51 年経過し、管理戸数 118 戸のうち 80 戸に入居しています。

四方田改良住宅は、1976 年の建設で、建築から 47 年経過し、管理戸数 60 戸のうち 46 戸に入居しています。

いずれも、旧耐震基準で建設し、簡易な診断等の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著となっています。当面、必要な修繕等を行い継続使用し、次期長寿命化計画策定の中で、統合・建て替えについて検討します。

(11) 市場

市場として、29. 岩国市地方卸売市場を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

29. 岩国市地方卸売市場

生鮮食品等の取引の適正化や生産流通の円滑化を図るため継続する。耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。卸売市場の持つ機能面における公益性から、当面は公設市場として継続する必要があるものの、より効率的な管理運営方法について検討する。

ウ アクションプログラム

29. 岩国市地方卸売市場

卸売場、仲卸売場、関連店舗、業者等事務所、冷凍・冷蔵庫等で構成し、1990 年に新耐震基準で建設し、建築から 33 年経過しています。生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

また、令和 7 年度までに、より効率的な管理運営方法について検討します。

(12) 倉庫

倉庫として、30. 牛野谷倉庫を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 368 ページを参照）

【機能】【建物】

倉庫全体の設置状況及び利用状況を精査し、格納している物品の必要性の検証や整理整頓を行い、存廃を含めて今後の在り方を検討します。

「廃止」とする施設であっても、施設の状況を十分説明し理解を得た上で、地域が譲受けの意向がある場合は、無償譲渡します。地域に譲受けの意向がない施設については廃止します。

また、既に地元自治会が使用している施設については、譲渡について協議します。

イ 個別施設計画での方向性

30. 牛野谷倉庫

書庫としての機能は他の施設で継続する。耐震基準を満たしていることから当面継続するものの、書類等の整理を早急に行い、改修が生じた段階で廃止（除却）する。

ウ アクションプログラム

30. 牛野谷倉庫

公共事業の実施に伴い地元要望により設置した集会所を、市の倉庫兼書庫として転用した施設で、1988年に新耐震基準で建設し、建築から35年経過しています。当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、老朽化が顕著となるおおむね10年後を目途に廃止し、除却時期を調整します。

4. 岩国地域愛宕エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設（8施設）

1. 尾津一の割自治会集会所、2. 百合ヶ丘自治会集会所、4. 牛野谷供用会館、5. 尾津供用会館、6. 門前供用会館、24. 牛野谷南集会所、25. 睦集会所、27. 尾津おやかた集会所

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに、必要に応じて補助金等適正化法との関係を整理の上、関係者と施設改修等の支援の在り方を含め、協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1～27	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
4. 5. 6	適正化法との関係の整理									
協議先	1. 尾津一の割自治会、2. 百合ヶ丘自治会、4. 牛野谷地区自治会連合協議会、5. 尾津長浜自治会、6. 門前中自治会、24. 牛野谷南第一自治会、牛野谷南第二自治会、牛野谷星ヶ迫自治会、25. 睦自治会、27. 仙鳥館自治会									
担当部署	1. 2. 環境施設課、4. 5. 6. 24. 25. 地域づくり推進課、27. 都市計画課									

(2) 廃止について協議する施設（3施設）

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設（1施設）

30. 牛野谷倉庫

【対応方針】

当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、老朽化が顕著となるおおむね10年後を目途に廃止し、除却時期を調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
30										
担当部署	総務課									

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（２施設）

26. 牛野谷地区集会所、28. 錦南集会所

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和７年度までに協議を行います。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
26. 28										
協議先	26. 牛野谷地区自治会連合協議会、28. 錦南自治会									
担当部署	都市計画課									

(3) 計画的な改修等を行う施設（８施設）

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設（３施設）

9. 岩国学校給食センター、

12. いわくに消防防災センター（消防本部・中央消防署、岩国市防災学習館、危機管理課執務室）、

29. 岩国市地方卸売市場

【対応方針】

令和７年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
9～29										
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・9. 学校教育課、12. 危機管理課、29. 流通課									

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設（１施設）

19. 萩谷団地

【対応方針】

令和７年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
19										
担当部署	建築住宅課									

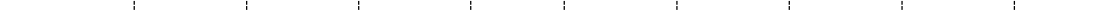
ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（４施設）

3. 愛宕供用会館、11. 愛宕出張所、8. 愛宕小学校（校舎・体育館）、10. 愛宕放課後児童教室

【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

愛宕小学校は、改築の時期を捉え、他の公共施設との複合化を含め、適正規模での建て替えを検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3～11										
3.11										
	管理運営手法・体制の検討			必要な修繕等を行い継続使用 検討結果に基づく対応						
担当部署	3.11. 地域づくり推進課、8. 教育政策課、10. 保育幼稚園課									

(4) 今後検討が必要な施設(11 施設)

ア 消防団施設(5 施設)

13. 愛宕分団第 1 部消防車庫、14. 愛宕分団第 2 部消防器具庫、15. 愛宕分団第 3 部消防車庫、
16. 愛宕分団第 4 部消防車庫、17. 愛宕分団第 5 部消防車庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和 7 年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和 8 年度に策定し、以降、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
13～17	消防団の体制、組織の検討			消防団施設再配置 計画策定	計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施					
協議先	愛宕分団第1部、愛宕分団第2部、愛宕分団第3部、愛宕分団第4部、愛宕分団第5部									
担当部署	危機管理課									

イ 施設の在り方検討(6 施設)

7. 市民球場

【対応方針】

周辺の公共施設や民間施設等の配置状況・利用状況などを精査し、令和 7 年度までに今後の施設
の方向性を検討します。当面、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
7										
	当面、必要な修繕等を行い継続使用									
	施設の在り方検討									
協議先	指定管理者、岩国市野球連盟									
担当部署	文化スポーツ課									

(公営住宅) 18. 荒田団地、20. 樋の前団地、21. 四方田団地

(改良住宅) 22. 荒田改良住宅、23. 四方田改良住宅

【対応方針】

当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、次期長寿命化計画策定の中で、統合・建て替えについて検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
18～23	必要な修繕等を行い継続使用								次期長寿命化計画で 統合・建て替えの検討	
担当部署	建築住宅課									

5. 再編・再配置の検証

該当する施設はありません。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、以下のとおり定めます。

集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくなることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です。）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8／10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8／10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に改定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、次のことを具体的に示すこととなります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設に利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組を評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行った上で、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされています。こうした評価を適切に実施するため、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

岩国地域、愛宕エリアの公共施設（集会系施設を除く。）では、岩国市市民球場、公営住宅等に指定管理者制度を導入していますが、改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価を行い、指定管理者制度の適切な運用ができているか検証します。

This map shows the distribution of community centers and facilities in the Iwakuni area. Key locations include:

- 牛野谷地区集会所 (Ushiyatani District Community Center)
- 市民球場 (Citizen Stadium)
- 牛野谷供用会館 (Ushiyatani Kyōyōkai Hall)
- 牛野谷南集会所 (Ushiyatani Minami Community Center)
- 百合ヶ丘自治会集会所 (Yurikage Hill Jichikai Community Center)
- いわくに消防防災センター(岩国市防災学習館) (Iwakuni Fire Disaster Prevention Center (Iwakuni City Disaster Prevention Learning Hall))
- 尾津供用会館 (Otsu Kyōyōkai Hall)
- 尾津一の割自治会集会所 (Otsu Ichinowake Jichikai Community Center)
- 尾津おやかた集会所 (Otsu Okayaka Community Center)
- 岩国市地方卸売市場 (Iwakuni City Wholesale Market)
- 岩国学校給食センター (Iwakuni School Lunch Center)